

山形県新博物館・新スポーツ施設の配置環境基本計画策定支援業務委託 基本仕様書

1 業務の名称

山形県新博物館・新スポーツ施設の配置環境基本計画策定支援業務

2 業務の目的等

山形県（以下「県」という。）は、新博物館の整備に向けた検討を進めており、また、県及び山形市は、新スポーツ施設（①県による多機能性を有する屋内スケート施設及び②山形市による体育館・武道館機能を有する地域住民のためのスポーツ施設）の整備について共同で検討を進めている。

新博物館及び新スポーツ施設（以下「各施設」という。）については、同一敷地内での整備が検討されており、これを踏まえた施設配置や施設間の関係性のあり方について整理する必要がある。

本業務は、各施設の整備に係るこれまでの議論及び検討の成果を踏まえ、同一敷地内で整備する場合の複数の配置・連携のあり方について、土地の有効利用、利用者動線の合理化、施設間の機能的な相乗効果の発揮、将来の運営効率及び経済性の確保等の観点から調査・検証を行い、山形県新博物館・新スポーツ施設に係る配置環境基本計画の策定を支援することを目的とする。

※各施設整備に関するこれまでの検討経過及び関係資料については、以下の山形県ホームページを参照すること。

【屋内スケート施設に係る検討（山形市との共同による新たなスポーツ施設の検討）】

https://www.pref.yamagata.jp/020060/miraikikaku_kikaku_skatingrink.html

【山形県新博物館基本構想検討委員会】

https://www.pref.yamagata.jp/020060/miraikikaku_kikaku_newmuseum.html

3 委託期間

契約締結の日から令和8年11月27日（金）まで

4 業務内容

4.1 業務の前提条件

受注者は、次に掲げる報告書及び各種会議等での検討経過を十分に把握した上で、各施設の事業効果を最大化するとともに、同一敷地内で整備することによる効率化及び施設間の連携効果の向上を図るため、必要な調査・分析及び具体的な提案を配置環境基本計画（案）として取りまとめること。

① 令和4年度「屋内スケート施設あり方検討会議報告書」

- ② 令和5年度「屋内スケート施設基礎調査業務報告書」
- ③ 令和6年度からの「山形県屋内スケート施設整備検討会議」及び「山形県・山形市新スポーツ施設整備検討会議」における議論及び検討経過
- ④ 令和7年度「山形県新博物館基本構想」（令和8年3月末までに公表予定）
- ⑤ 令和6年度からの「山形県新博物館基本構想検討委員会」における議論及び検討経過

なお、本業務の関連業務として、県及び市は以下の業務委託を別途発注予定である。本業務受託者は、これらの業務の進捗状況を把握するとともに、必要な情報を収集し、当該業務受託者と十分に連携して業務を実施すること。

【新スポーツ施設整備に係る技術的検討支援業務】（発注者：県及び市）

- 業務スケジュール（予定）
 - ・ 事業者の募集開始時期：令和8年3月以降
 - ・ 業務委託契約の締結時期：令和8年4月以降
 - ・ 業務委託の履行期限：令和9年3月頃

【新博物館基本計画策定支援業務】（発注者：県）

- 業務スケジュール（予定）
 - ・ 事業者の募集開始時期：令和8年4月以降
 - ・ 業務委託契約の締結時期：令和8年5月以降
 - ・ 業務委託の契約期間：概ね2年間の業務委託を想定

4. 2 対象地域

各施設の建設候補地は、山形市桜町地内（県民ふれあい広場（旧県立中央病院跡地）を含むエリア）とされている。

本業務において調査分析の対象とする区域は、当該エリア及びその周辺地域とする。

4. 3 業務内容

本業務は、各施設を同一敷地内で整備する場合の配置や連携のあり方について、比較・整理を行うことを目的とするものである。

このため、本業務における施設配置、交通計画、外構計画等の検討は、各施設の基本計画策定における検討に資するためのものであり、各施設の最終的な配置、規模、設計内容等を決定又は拘束するものではない。

(1) 法制度及び関連計画等の整理

① 法令・規制条件の整理

対象地域における法令及び各種規制を整理し、本業務に係る事業実施の前提条件を明らかにすること。整理に当たっては、次に掲げる事項を含めることとする。

- ・ 都市計画法、建築基準法その他関係法令に基づく用途地域、建ぺい率、容積率、高さ制限等

- ・ 景観、環境、文化財等に関する主な規制・配慮事項
- ・ 大規模集客施設の立地に伴う留意事項

② 関連計画との関係性及び整合性の整理

県及び市が策定している関連計画（都市計画、スポーツ振興、文化施策及び観光施策等）について整理し、本業務との関係性及び整合性について確認するとともに、各施設の整備及び相乗効果を検討する上で考慮すべき事項を整理すること。

(2) 敷地条件の整理

各施設の配置パターン、交通計画及び外構計画の検討に必要な敷地条件について整理すること。整理に当たっては、次に掲げる事項を含めることとする。

なお、地盤調査及びライフライン調査等の技術的調査は、本業務の対象外とする。

① 建設候補地及び周辺土地利用状況

建設候補地並びにその周辺における住居、公共施設、文化施設及び商業施設等の立地状況を把握し、各施設を同一敷地内に整備することを踏まえた周辺環境の特性及び留意点について整理すること。

② 公共交通によるアクセス性

対象地域における公共交通機関の現状について把握するとともに、最寄駅であるJR山形駅からの施設へのアクセス手段（路線バス、徒歩等）について、来訪者の動線を考慮して課題及び留意点について整理すること。

③ 自動車によるアクセス性及び自転車利用環境

周辺道路状況、既存駐車場の立地及び利用状況等を把握し、対象地域へ自動車及び自転車等でアクセスする場合の課題及び留意点を整理すること。

④ 歩行者動線及び回遊性

対象地域周辺における主要な歩行者動線を把握し、周辺施設や市街地との回遊性を踏まえた課題及び留意点を整理すること。

(3) 施設条件の整理

各施設を同一敷地内に整備することにより期待される施設ごとの事業効果及び相乗効果の検討に資する前提条件として必要となる施設条件について整理すること。整理に当たっては、次に掲げる事項を含めることとする。

① 県体育館・武道館及び県立博物館の利用実態

現行の県体育館・武道館及び県立博物館における来場・来館者数並びに大会、イベント及び特別展等の開催状況を整理し、施設利用の実態を明らかにすること。

② 各施設の役割及び施設概要の整理

「4. 1 業務の前提条件」に掲げた報告書及び各種会議等での検討経過や、関連業務の進捗状況を踏まえ、新たに整備する各施設に求められる役割や、想定される機能・諸室構成及び必要面積等の施設概要について整理すること。

(4) 想定される利用規模及び利用形態の整理

想定される来訪者規模及び利用形態について分析し、配置パターン、交通計画及び外構計画の検討に資する基礎的条件を整理すること。

① 施設別の想定利用者数及び利用形態

各施設の日常的な利用者、スポーツ大会、イベント及び特別展等における来訪者の行動特性を踏まえたうえで需要予測を行い、施設ごとの来訪者規模並びに想定される平日・休日、繁忙期・閑散期及び時間帯ごとの利用傾向を整理すること。

② 各施設の同時利用

各施設が同日又は同時時間帯に複数利用される場合、あるいは大会・企画展等の同期間開催により来訪者が集中することが想定される場合について、代表的なケースを想定して整理し、当該ケースにおける運営上の課題及び留意点を検討すること。

(5) 施設機能の共用化に関する検討

各施設に設ける機能のうち、共用化が想定されるものについて整理し、同一敷地内に各施設を整備することによる効率性及び運営上の効果の観点から、その有効性を検討すること。

検討に当たっては、会議室、カフェ・レストラン等、複数施設で共通的に利用されることが想定される機能を例に、利用形態や運営への影響等を踏まえ、共用化の考え方及び留意点を整理すること。

(6) 施設配置パターンの検討

前項までの整理・検討結果を踏まえ、各施設の機能及び特性を最大限に活かし、施設間の相乗効果を発揮する観点から、複数案（概ね3案）の施設配置パターンを検討すること。検討結果は、敷地内における各施設の位置関係を示す配置図や、利用者動線、施設間の関係性などを視覚的に示したコンセプト図等のイメージ図とともに提示し、比較整理を行うこと。

なお、検討に当たっては、最低限、次に掲げる事項について整理すること。

① 各配置パターンのメリット・デメリット

② 各施設ごとの事業効果及び配置パターンによる相乗効果の比較

③ 施設間の考え得る相互利用のあり方及び新たな活用可能性の整理

④ 周辺住民の生活環境（騒音、照明、交通量、日照、景観等）への影響及び配慮事項の整理

⑤ 交通計画及び管理運営手法に対する影響の整理

(7) 交通計画の検討

前項で提示した施設配置パターンごとに、想定される来訪者数、利用形態及び既存の交通関連データ等を活用し、必要となる駐車場規模の検討並びに周辺道路における混雑の発生可能性及びその回避策について整理・検討すること。

併せて、相乗効果の発揮に資する観点から、各配置パターンにおける来訪者の主な交通手段別のアクセス動線、臨時シャトル導入や既存バス停の再配置の可能性、車両出入口の位置等に関する交通計画を検討すること。

(8) 外構計画・駐車場計画の検討

前項までの検討結果を踏まえ、敷地内における人及び車両の動線に留意し、外構及び駐車・駐輪機能について、配置及び規模の考え方を整理すること。

具体的には、一般利用者用駐車場、団体利用等を想定した大型バス用駐車場、職員用駐車場、障がい者等に配慮した駐車場、駐輪場、搬出入用大型車スペース等を対象に、それぞれの配置、主な利用動線及び必要規模の目安について検討すること。検討結果は、敷地内における各施設の位置関係を示す配置図や、利用者動線、施設間の関係性などを視覚的に示したコンセプト図等のイメージ図とともに提示すること。

(9) 維持管理の共同化、効率化に関する検討

効率化やコスト縮減等の観点から、施設整備後の維持管理に係る業務について共同化の可能性を検討すること。

検討に当たっては、各施設の特性及び利用形態の違いを踏まえつつ、業務の共同化による効果及び課題を整理し、共同実施の可否並びに効率的な実施に向けた考え方について整理すること。

具体的には、次に掲げる業務を例として、共同化が想定される業務内容、実施体制、留意点等について検討すること。

- ① 駐車場、外構、緑地等の維持管理業務
- ② 清掃、警備、除雪等の敷地全体に関わる管理業務
- ③ その他、各施設で共通的に実施することが合理的と考えられる業務

(10) 事業実施スケジュール等の検討

各施設整備の現時点で想定されている事業スケジュールを前提に、各施設の工期を分けて設計及び建設を進めることにより生じる、工事期間中の交通処理、来訪者動線及び施設利用への影響等を整理・分析すること。その上で、事業全体への支障を最小限とする観点から、事業全体を俯瞰した事業実施スケジュールを作成すること。

また、当該スケジュールを踏まえ、事業全体を円滑に推進するための全体マネジメントのあり方について検討すること。

(11) 連絡調整、打合せ等

受注者は、本業務を適切に遂行するため、業務の進捗管理及び検討内容の共有を目的とした会議体を設置し、必要に応じて対面及びオンラインによる打合せを開催・運営するとともに、当該打合せに係る議事録を作成すること。また、県及び市が別途発

注する関連業務の受託者と連携し、各施設整備に係る計画内容及び進捗状況に関する情報を共有するとともに、必要に応じて協議及び調整を行うこと。

4. 4 業務スケジュールの想定

本業務の実施に当たっては、関連する各施設整備に係る委託業務との整合を図る必要があることから、次に掲げる進捗管理を想定している。

詳細な業務工程については受注者に委ねるが、「(6) 施設配置パターンの検討」については、関連業務との調整の都合上、令和8年8月末までに一定の整理を行い、配置パターン案を提示すること。また、「(7) 交通計画の検討」及び「(8) 外構計画・駐車場計画の検討」を踏まえ、令和8年10月上旬まで、ブラッシュアップした施設配置パターン案を提示すること。

業務内容	想定時期
(1) 法制度及び関連計画等の整理 (2) 敷地条件の整理 (3) 施設条件の整理 (4) 想定される利用規模及び利用形態の整理 (5) 施設機能の共用化に関する検討 (6) 施設配置パターン案の検討	8月末まで
(7) 交通計画の検討 (8) 外構計画・駐車場計画の検討 ※ 上記(7)、(8)を踏まえ、ブラッシュアップした施設配置パターン案の提示	10月上旬まで
(9) 維持管理の共同化、効率化に関する検討 (10) 事業実施スケジュールの検討	10月末まで
(11) 連絡調整、打合せ等	適宜実施
成果品の納品	令和8年11月27日まで

5 業務実施体制

受注者は、本業務を効果的かつ円滑に実施できる責任体制を設けるとともに、業務全体のマネジメントを行う統括責任者を1名配置すること。

なお、統括責任者は、国又は地方公共団体が発注する公共施設の整備に係る業務（基本計画等の策定、調査・分析、設計又はこれらに準ずる業務）において、履行管理及び関係者調整を含む業務マネジメントの経験を有すること。

6 業務実施計画書の提出

(1) 受注者は、契約締結後14日以内に業務実施計画書を提出し、発注者の了承を得ること。

(2) 業務実施計画書には次の事項を記載すること。

- ① 業務実施体制及び業務従事者名簿
- ② 業務工程表
- ③ 業務管理手法

(3) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、その理由を明確にした上で、その都度、変更業務実施計画書を提出し、発注者の了承を得ること。

7 成果品及び業務完了報告書等の提出等

(1) 受注者は、「4 業務内容」における調査・分析結果を取りまとめた基本計画書（案）等、次に掲げる成果品を業務完了報告書とともに履行期限までに提出すること。

- ① 基本計画書（案）及び概要書 4部（紙媒体）
- ② 各種会議体に係る議事録 4部（紙媒体）
- ③ 上記に係る電子データ一式（DVD等） 2部

(2) 受注者は、発注者との協議により、業務実施の過程においても、必要な資料やデータを適宜提出すること。

8 その他

(1) 受注者は、従事者の雇用に当たっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。

(2) 本業務を遂行する上で必要な資料等は受注者において入手するほか、必要に応じて発注者から随時提供する。なお、提供した資料等の複製・複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。

(3) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。